（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

第五条　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号、第四条の三及び前条第一項の事務を行うことができる。

［２・３　略］

附　則

１　［略］

２　第二条の四第一項の規定により置かれる企業結合調査官は、命を受け、同条第二項に規定する事務のほか、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和二年法律第三十二号）がその効力を有する間、同法の規定により公正取引委員会が行うこととされている協議、通知の受理及び処分の請求（同法第三条第一項に規定する合併等に係るものに限る。）に関する事務を処理する。

３　第二条の九第一項及び第五条第三項の規定により置かれる審査専門官のほか、当分の間、事務総局審査局並びに各地方事務所及び支所を通じて、関係のある他の職を占める者をもって充てられる審査専門官若干人を置くことができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項及び警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）第七十七条第九項の規定に基づき、現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

国家公安委員会委員長　坂井　学

国家公安委員会規則等の一部を改正する規則

（現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則等の一部を改正する規則）

第一条　現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（現場写真の作成） **第三条**　［略］ ２　関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第十条**　関東管区警察局サイバー特別捜査部特別捜査課は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。	（現場写真の作成） **第三条**　［同上］ ２　関東管区警察局サイバー特別捜査部企画分析課又は特別捜査課（以下「関東管区捜査担当課」という。）は、犯罪現場に臨場する場合において必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に対して、現場写真の作成を依頼することができる。 （重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する協力の求め） **第十条**　関東管区捜査担当課は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査における現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関し、必要があると認めるときは、関係都道府県警察の府県鑑識課又は警察署に協力を求めることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。